

平成 29 年 5 月 12 日
総務省北海道管区行政評価局

「屋外広告物等の安全性確保に関する実態調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域住民の生活に密着した行政上の問題について、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を自ら企画、実施しています。

今回、行政運営の改善に向けた取組の一環として、住民に対する危害防止を図る観点から、屋外広告物等の安全性確保に関し、関係行政機関の取組状況を横断的に調査し、その現状と課題を明らかにするため、別紙のとおり調査を実施することになりましたので、お知らせします。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

第二部第一評価監視官 山中

電 話：011-709-2311（内線 3142）

ファクス：011-709-1843

Eメール：hkd21@soumu.go.jp

屋外広告物等の安全性確保に関する実態調査

調査の背景等

○ 平成27年2月に札幌市においてビルの看板の一部が落下し、歩行者の頭部に当たる事故が発生



○ 屋外広告物については、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づき都道府県等が定めた条例により表示又は設置の許可が必要。公衆に対し危害を及ぼすおそれがないこと等が要件。さらに、札幌市における事故などを受け、国土交通省は、屋外広告物の所有者等が、専門的知識を有する者に屋外広告物を点検させ、その点検結果を都道府県等に提出するよう、平成28年4月に条例ガイドライン案の改正等を実施

○ 道路法(昭和27年法律第180号)においては、道路上に設置される路上広告物について道路管理者(国・都道府県・市町村)の占用許可が必要。落下等により交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること等が要件

○ 建築基準法(昭和25年法律第201号)においては、一定の条件を満たす建築物の所有者等は、外壁広告板、屋上広告塔等を含む建築物の安全性について、専門技術を有する資格者に定期的に調査をさせ、その結果を特定行政庁(都道府県・市)へ報告することが必要



○ 関係行政機関による取組が実施されているが、その後も道内で看板が落下する事故が相次いで発生するなど、老朽化が進んだ屋外広告物等の安全性に係る問題が顕在化。所有者等による安全点検がより確実に実施されるよう、関係行政機関による一層の取組が求められている。



○ 住民に対する危害防止を図る観点から、屋外広告物等の安全性確保に関し、関係行政機関の取組状況を横断的に調査し、その現状と課題を明らかにするため実施

調査項目

- 1 屋外広告物等の現況
- 2 屋外広告物等の安全性確保に関する関係行政機関の取組状況
- 3 屋外広告物等の安全性確保に関する関係団体等の取組状況

調査対象機関・関連調査等対象機関

北海道開発局、北海道、市町村 等
※ 対象機関により調査対象制度は異なる。

調査実施期間

平成29年4月～7月